

大空町地域防災計画

〈地震津波対策編〉

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の目的	1
第2章 計画の性格	1
第3章 計画の効果的推進	1
第2部 地震災害予防計画	2
第1章 地震の想定	2
第2章 地震に強いまちづくり推進計画	5
第3章 防災訓練計画	6
第4章 津波災害予防計画	7
第5章 火災予防計画	9
第6章 危険物等災害予防計画	10
第7章 建築物災害予防計画	11
第8章 土砂災害予防計画	11
第9章 液状化災害予防計画	11
第10章 避難計画	11
第11章 防災思想普及・啓発計画	12
第12章 自主防災組織の育成計画	15
第13章 業務継続計画	15
第3部 地震災害応急対策計画	17
第1章 応急活動体制	17
第2章 地震動警報等の伝達計画	20
第3章 災害情報等の収集・伝達計画	29
第4章 災害広報計画	30
第5章 避難対策計画	30
第6章 救助救出計画	30
第7章 地震火災等対策計画	30
第8章 津波災害応急対策計画	31
第9章 災害警備計画	32
第10章 交通応急対策計画	32
第11章 輸送計画	32
第12章 食料供給計画	32
第13章 衣料・生活必需物資供給計画	32

第 14 章	給水計画	32
第 15 章	生活関連施設対策計画	33
第 16 章	医療救護計画	33
第 17 章	防疫計画	33
第 18 章	廃棄物等処理計画	34
第 19 章	飼養動物対策計画	34
第 20 章	文教対策計画	34
第 21 章	住宅対策計画	34
第 22 章	被災建築物安全対策計画	34
第 23 章	被災宅地安全対策計画	35
第 24 章	行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画	35
第 25 章	広域応援計画	35
第 26 章	ヘリコプター等活用計画	36
第 27 章	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	36
第 28 章	防災ボランティアとの連携計画	36
第 29 章	災害救助法の適用計画	36

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画（地震津波対策編）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、地域にかかわる地震災害の防災対策に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を地震災害から守り、防災の万全を期すことを目的とする。

第2章 計画の性格

この計画（地震津波対策編）は、基本法第42条の規定に基づき策定されている地域防災計画の地震津波対策編として、防災会議が策定する。

なお、この計画に定められていない事項は、一般対策編による。

第3章 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が損なわれないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、多様な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第2部 地震災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大を防止するため、災害予防対策を積極的に推進するための計画は、次のとおりである。

第1章 地震の想定

1 基本的な考え方

大空町における地震は、過去の地震及び最近の地震予知研究等から、太平洋側では、北海道東部及び日高中部（浦河沖含む）、内陸では、釧路北部など広範囲において考えられるため「北海道防災計画・地震防災計画編」に基づき想定する。

なお、大空町に影響を及ぼした過去の地震は、次のとおりである。

(1) 太平洋側

ア 北海道東部

根室半島沖、釧路沖及び十勝沖は地震活動が極めて活発であり、これまで1952年の十勝沖地震、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」及び「平成15年(2003年)十勝沖地震」のM（マグニチュード：以下同様）8クラスの大地震をはじめ、M7クラスでも「1968年十勝沖地震」、「平成5年(1993年)釧路沖地震」等が発生し、地震、津波による被害を北海道各地に及ぼしている。

イ 日高・十勝地方（浦河沖を含む）

日高では、1931年、1971年、1987年にM6～7クラス、また浦河沖では1913年、1968年及び「昭和57年(1982年)浦河沖地震」といったM6～7の地震が起きており、地震活動の活発な地域である。

(2) 内陸（釧路北部）

屈斜路湖付近や弟子屈町では、1938年、1959年、1965年、1967年にM6クラスの被害を伴う地震が発生しており、近年の地震活動は高い。この地域においては、同程度規模の地震が比較的短い間隔をおいて多発する傾向にある。

2 地震の想定

本計画において想定する地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の8つの海溝型地震と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての8つの断層帯を道内で想定される地震としている。

また、オホーツク海沿岸地域では、過去、大きな地震や津波による被害の記録はないが、網走沖を想定震源とする地震により、女満別地区の網走湖沿岸への津波が予測されている。

(1) 海溝型地震

ア 千島海溝南部・日本海溝北部

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部、十勝沖、根室沖、色丹島沖及び択捉島沖の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震は地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強震動と津波に関

する評価が示されている。なお、千島海溝にM8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

イ 500年間隔地震

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500年間隔地震」）の地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返して発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

ウ 日本海東縁部

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

エ プレート内のやや深い地震

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5や北海道東方沖M8.2の地震等がある。

(2) 内陸型地震（活断層帯）

北海道地域防災計画地震・津波防災計画編では、道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表している以下の活断層帯を対象に、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理している。

このうち、大空町への影響を及ぼす地震としては、標津断層帯地震が考えられる。

想定地震の諸元となる断層

断層帯の名称	断層の長さ	断層面の幅
標津断層帯	56 km	18 km
十勝平野断層帯主部	88 km	18 km
光地園断層	28 km	18 km
富良野断層帯西部	28 km	18 km
富良野断層帯東部	28 km	18 km
増毛山地東縁断層帯	64 km	18 km
沼田-砂川附近の断層帯	40 km	18 km
当別断層	22 km	18 km
石狩低地東縁断層帯主部(北)	42 km	24 km
石狩低地東縁断層帯主部(北)深さ 3 km	42 km	24 km
石狩低地東縁断層帯主部(南)	26 km	24 km
石狩低地東縁断層帯主部(南)深さ 3 km	26 km	24 km
石狩低地東縁断層帯南部	55 km	18 km
石狩低地東縁断層帯南部深さ 3 km	55 km	18 km
黒松内低地断層帯	34 km	18 km
函館平野西縁断層帯	26 km	18 km
サロベツ断層帯	44 km	18 km
サロベツ断層帯 北延長	59 km	18 km
西札幌背斜に関連する断層	16 km	16 km
月寒背斜に関連する断層	28 km	20 km
野幌丘陵断層帯	32 km	22 km
根室沖・釧路沖	146 km	11 km 4 km
十勝沖	125 km	12 km 4 km
三陸沖北部	200 km	90 km
北海道北西沖	140 km	24 km
北海道西方沖 (積丹半島沖)	100 km	35 km
北海道南西沖	140 km	35 km
北海道留萌沖 (走向 N193E)	100 km	35 km
北海道留萌沖 (走向 N225E)	100 km	35 km
網走沖 (北見大和堆)	73 km	18 km
紋別沖 (紋別沖構造線)	80 km	18 km

出典：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）[平成 24 年 6 月 7 日修正]

(3) 網走・紋別沖を震源とする地震

オホーツク海の網走沖及び紋別沖には海底活断層が知られている。

網走沖の活断層は北見大和堆の西側の縁に沿って分布するもので、延長約 73km、東傾斜の逆断層と推定され、大空町への影響を及ぼす地震震源である。一方、紋別沖は紋別沖構造線と呼ばれ、延長約 80km で同じく東傾斜の逆断層と考えられる。

第2章 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関が、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況などの地域特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するための計画は、次のとおりである。

1 地震に強い市街地の形成

- (1) 町及び防災関係機関は、市街地の面的な整備をはじめ、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等、防災に配慮した地震に強い市街地の形成に努める。
- (2) 町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の人が利用する市街地の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発生時の応急対策の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 町は、耐震改修促進計画の策定に努め、建築物の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震化を促進する。また、災害応急対策の実施拠点や避難所となる公共施設の耐震性の向上に配慮する。
- (2) 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (4) 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物及びブロック塀等の安全化等を図る。

3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、空港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重制、代替性を考慮したネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震設計やネットワークの充実に努める。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン施設及びかんがい用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる防災公園の整備に努める。

7 液状化対策

町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物も、液状化対策に有効な基礎構造等の理解を図るためにパンフレット等による普及を図る。

8 危険物施設等

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー設備等の耐震性の確保及び防災訓練の積極的な実施を促進する。

9 災害応急対策

町及び防災関係機関は、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えをする。

10 複合災害対策

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、災害が深刻化し、災害高級大差追うが困難となる事象）が発生する可能性を認識し、備えの充実を図る。

第3章 防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施、町民の防災に関する技能及び防災知識の普及・啓発を図るための訓練計画は、次のとおりである。

1 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び消防機関等は、総合防災訓練に積極的に参加するほか、独自の訓練を企画、実施する。訓練の種別は次のとおりとする。

- (1) 情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 指揮統制訓練
- (4) 火災防御訓練
- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) 避難訓練（緊急地震速報を取り入れた訓練含む）
- (8) 救出救護訓練
- (9) 交通規制訓練
- (10) 炊出し、給水訓練
- (11) 樋門樋管の締切訓練
- (12) 災害偵察訓練
- (13) 図上訓練

2 民間団体等の連携

町及び防災関係機関は、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア・NPO及び町民等と連携した訓練を実施する。

第4章 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

第1 基本的な考え方

1 津波の種別

本町における津波災害対策の検討に当たっては、以下に掲げる二つのレベルの津波を想定する。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの、町への被害を警戒すべき津波

2 津波災害への対策事項

最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、以下の事項を組み合わせ総合的な対策を講じる。

- (1) 町民等の避難のための誘導体制
- (2) 町民の防災意識の向上
- (3) 湖岸、河岸保全施設等の整備
- (4) 避難場所、避難路、避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備
- (5) 津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制等

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難であるが、北海道が実施した津波シミュレーション及び被害想定調査等を参考とし、津波防災対策を検討する。

町は、避難場所・経路等を検討したうえで町民への周知を図り、町民の安全かつ迅速な避難行動促進対策に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進する。

1 津波等災害予防施設の整備

町は、国及び道の協力のもとで、次の災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(1) 湖岸保全対策

町は、国及び道の協力のもとで、高波及び津波による災害予防施設として、堤防等の湖岸保全施設事業を実施する。

また、防潮扉・水門等管理者は適切に管理するとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図る等、津波発生時における迅速・的確な開閉に万全を期する。

(2) 河川対策

町は、国及び道が管理する河川対策として、国及び道に対し高波及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設である堤防、水門、樋門等のゲート操作自動化等、河川事業等の実施を要請する。

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 網走地方気象台等の関係機関から町への連絡は、所定の伝達経路及び伝達手段により津波警報等の迅速な情報受信体制を確保するとともに、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の確実な伝達を図るため、要員を確保する。

イ 町は、道の防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）を利用し、津波災害情報の伝達体制整備を検討する。

(2) 伝達手段の確保

町は、町民等に対する津波警報等の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、湖畔地域での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶は無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町長は、湖岸部に多数の人出が予想される施設、事業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が実施する災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施する。

(5) 津波防災訓練の実施

町は、町民等に対し、各種講演会などの各種普及・啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、町民、事業所等が一体となり災害時要援護者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関

町内の学校等教育関係機関は、児童・生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町は、広報紙等を活用して津波警戒に関する次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに湖岸等から離れ、高台等の安全な場所に避難する。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに湖岸等から離れ、高台等の安全な場所に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等で入手する。
- (4) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒をゆるめず、湖岸等に近づかない。

- (5) 避難行動に関する知識の普及(強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難することなど)
- (6) 津波の特性や津波に関する知識の普及(津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など)

第5章 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等火災予防の指導徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災の発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は地震時の火の取扱いに関する指導・啓発をする。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を上げるため、自治会等の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、旅館、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、消防法の基準による消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

消防機関は、消防法で規定する立入検査を実施し、火災発生危険の排除に努め、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、防火水槽、自然水利、耐震性貯水槽等、大震災対策設備の整備を図るとともに、消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

5 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期すため消防計画により、火災予防の重点事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害に対処する地勢、消防水利、危険区域等の調査
- (2) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (3) 災害時の避難、救助及び救急
- (4) その他災害対策に必要な措置

第6章 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

1 取扱事業所に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、消防機関は、取扱事業所に対し、次の事項を指導する。

- (1) 事業所に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所間における防災協力体制の確立強化

2 危険物保安対策

消防機関は、次の保安対策を実施する。

- (1) 危険物取扱施設等に対し随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要あるものは、基準適合のための措置命令又は是正指導を行う。
- (2) 危険物取扱施設における従業員に対する安全教育の徹底、各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等取扱事業所間における協力体制の確立に向け指導する。
- (3) 石油等危険物の流出に用いる防除資機材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

3 火薬類保安対策

消防機関は、火薬類取扱事業所に対し立入検査を実施し、防災設備の保守管理を指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等取扱事業所間の保安体制の確立を指導する。

4 高圧ガス保安対策

消防機関は、高圧ガス取扱事業所及び販売店に対し立入検査を実施し、防災設備の保守管理を指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等取扱事業所間の協力体制の確立を指導する。

第7章 建築物災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、一般対策編第4部「災害予防計画」第6章「建築物災害予防計画」のとおりである。

第8章 土砂災害予防計画

地震動に起因する地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害を予防するための計画は、一般対策編第4部「災害予防計画」第5章「土砂災害予防計画」のとおりである。

第9章 液状化災害予防計画

液状化現象による大規模な災害は、過去の地震においてもしばしば埋立地などを中心に発生しており、町においても、住宅地・農耕地及び河川の改修などによる土地開発が進み、以前にも増して液状化災害が発生しやすい傾向にあるため、地震動に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画を次により定める。

1 基本的な考え方

町及び道は、防災関係機関との連携のもと液状化による災害を最小限に止めるため、調査研究を行うとともに土地造成事業者並びに町民に対してパンフレット等や講習会等の開催により知識の普及を図る等、液状化対策を推進する。

2 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次の対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

対策工法の選定においては、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を検討し、総合的に判断し、液状化対策を推進する。

第10章 避難計画

地震及び津波災害時の避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、一般対策編第4部「災害予防計画」第9章「避難体制整備計画」第5部「災害応急対策計画」第6章「避難対策計画」による。

第 11 章 防災思想普及・啓発計画

地震及び津波に関する防災思想の普及・啓発計画は、次のとおりである。

第 1 節 基本方針

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係機関職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対して地震に係る防災思想の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第 2 節 防災知識の普及・啓発

町は、道、網走地方気象台、自衛隊及び防災関係機関と協力して、町民に対して緊急地震速報、地震情報、津波防災に関する体制、制度、対策等の講習会の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災思想の普及・啓発を図る。

また、災害の教訓に関する伝承対策を講ずる。

1 啓発内容

- (1) 地震に対する心得（緊急地震速報の利用心得を含む。）
- (2) 地震に関する一般知識
- (3) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (4) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (5) 災害情報の正確な入手方法
- (6) 出火の防止及び初期消火の心得
- (7) 自動車運転時の心得
- (8) 救助・救援に関する事項
- (9) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- (10) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (11) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (12) 各防災関係機関が行う地震災害対策

2 普及方法

- (1) テレビ、ラジオ及び新聞の利用
- (2) 広報紙、広報車両の利用
- (3) スライド、ビデオ等による普及
- (4) パンフレット・ハザードマップの配布
- (5) 講習会、講演会等の開催及びシナリオに緊急地震速報を取り入れた訓練の実施

第3節 学校等教育関係機関における防災思想の普及

1 実践活動の習得

学校においては、児童・生徒に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び災害の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

2 教職員等に対する研修

児童・生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。

3 地震防災教育の内容

地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

4 社会教育における防災知識の普及

社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第4節 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器を用意する。
- (6) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力体制を話し合う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) すばやく火の始末をする（揺れが小さいとき、又は揺れが収まったら）。
- (3) 火が出たらまず消火する（揺れが小さいとき、又は揺れが収まったら）。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する（揺れが小さいとき、又は揺れが収まったら）。
- (5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (6) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。

- (9) 正しい情報を入手し、流言飛語に惑わされない。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意する。

第5節 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身をおく場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) すばやく火の始末をする（揺れが小さいとき、又は揺れが収まったら）。
- (3) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (4) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (5) 正確な情報を入手する。
- (6) 近くの職場同士で協力し合う。
- (7) エレベーターの使用は避ける。
- (8) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第6節 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- (4) やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて、駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のためには車を使用しない。

第7節 緊急地震速報を見聞きしたときのとりべき措置

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

1 自宅など屋内にいるとき

頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。

- (1) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (2) その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。
- (2) 扉を開けて避難路を確保する。

2 駅やデパートなどの集合施設にいるとき

館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。

- (1) あわてて出口・階段などに殺到しない。
- (2) 吊下がっている照明などの下からは退避する。

3 街など屋外にいるとき

- (1) ブロック塀や自動販売機の倒壊に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) ビルなどの建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。
- (3) 丈夫な建物のそばであれば建物の中に避難する。

4 走行中のとき

- (1) 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
- (2) ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。
- (3) 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第12章 自主防災組織の育成計画

自発的防災意識を高め、町民、事業所等との連携による災害時の円滑な応急活動実施に向け、自主防災組織づくりとそれを育成するための計画は、一般対策編第4部「災害予防計画」第11章「自主防災組織の育成計画」のとおりである。

第13章 業務継続計画

町及び事業者は災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努める。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定する。

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要な業務は一定のレベルを確保する。

町は、災害時においても庁内の各業務機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努める。また、策定した計画の持続的改善に努める。

2 事業者

事業者は、事業の継続により災害時においても企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者が、災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

3 災害対策本部機能の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る。

また、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第3部 地震災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町が実施する地震災害応急対策に関する計画は、次のとおりである。

第1章 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策活動体制を確立する。

また、道の現地災害対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

1 災害対策組織

(1) 災害対策連絡体制

町長は、震度3以上の地震が発生して、被害等が予想され、必要と認めたときは、災害対策連絡体制を強化し、初動体制に万全を期する。

(2) 災害警戒本部

ア 設置

町長は、震度3以上の地震が発生して必要と認めるときは、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第1章「防災組織」第2節「応急活動体制」1「災害警戒本部の設置」により災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害情報の収集に努め、被害の状況により災害応急対策を実施する場合には、地震災害対策本部に移行する。

イ 組織等

警戒本部の組織は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第1章「防災組織」第2節「応急活動体制」2「災害警戒本部の組織等」に準ずる。

ウ 廃止

警戒本部の組織は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第1章「防災組織」第2節「応急活動体制」3「災害警戒本部の廃止」に準ずる。

(3) 災害対策本部の設置

警戒本部の組織は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第1章「防災組織」第3節「災害対策本部」に準ずる。

(4) 災害対策本部の廃止

警戒本部の組織は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第1章「防災組織」第3節「災害対策本部」に準ずる。

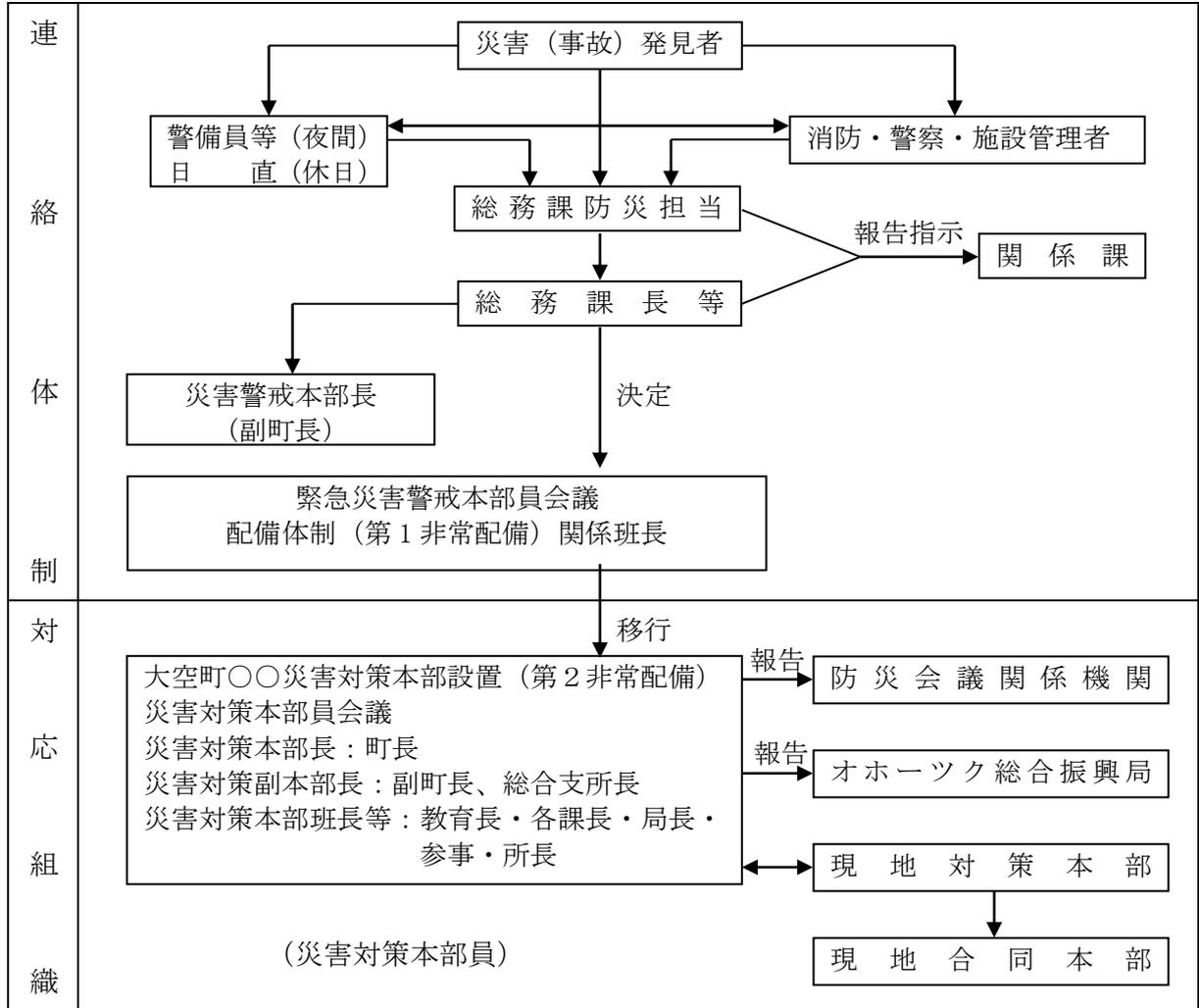
(5) 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて災害対策組織を設置し、その所管にかかわる災害応急対策を実施する。

(6) 民間団体との協力

町は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間と連携協力しながら、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する。

災害時等の町の対応図



2 地震発生時の職員配備

(1) 配備基準等

配備基準及び配備要員は、次のとおりとする。

体制	配備段階	配備基準	配備要員
警戒体制	第1配備	1 町内に震度3以上の地震が発生したとき 2 災害警戒本部の設置	資料編 5-9 に掲げる配備体制とし、災害の状況等により必要と認めた要員
緊急体制	第2配備	1 町内に震度5弱以上の地震が発生(発表)したとき 2 大型事故が発生し、情報収集が急務のとき 3 応急措置の必要があるとき 4 災害対策本部長の指示があったとき	資料編 5-9 に掲げる配備体制とし、災害の状況等により必要と認めた要員
非常体制	第3配備	1 町内に震度5強以上の地震が発生(発表)したとき 2 二次災害を含め、事故等のため死傷者が多数発生したとき 3 応急対策が急務のとき 4 災害対策本部の活動がなされたとき	資料編 5-9 に掲げる配備体制とし、災害の状況等により必要と認めた要員

(2) 職員の配備体制

ア 第1配備体制

(ア) 第1配備員は、配備基準に該当する地震等が発生したときは、直ちに配備体制につく。

(イ) 第1配備にかかわる指揮監督は、災害警戒本部長が行う。

イ 第2配備体制

(ア) 災害警戒本部長は、直ちに第2配備体制をとるよう総務班長から各班長に通知し、災害対策本部を設置する。

(イ) 各班長は、招集体制が決定されたときは、あらかじめ定める配備体制に基づき第2配備体制をとる。

ウ 第3配備体制

(ア) 災害対策本部長は、災害の状況により第3配備体制をとる場合、総務班長に指示し、各班長に通知する。

(イ) 各班長は、招集体制が決定されたときは、あらかじめ定める配備体制に基づき第3配備体制をとる。

(3) 自主緊急参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに発災の程度を勘案し、動員の命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

3 本部長（町長）の職務代理

本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長（町長）の職務に関して、本部長（町長）に事故のあるときは、副本部長（副町長）がその職務を代理する。

第2章 地震動警報等の伝達計画

地震・津波に関する情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次に定めるところによる。

第1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）※ を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて町民等へ周知する。

網走地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

第2 津波警報等の種類及び内容

1 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{m}$	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報の発表

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、表1(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※) 津波観測に関する情報の発表内容について

最大波の観測値については、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表する。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未滿の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未滿の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表

(2) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料

(3) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方气象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区气象台及び沖縄气象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

第3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



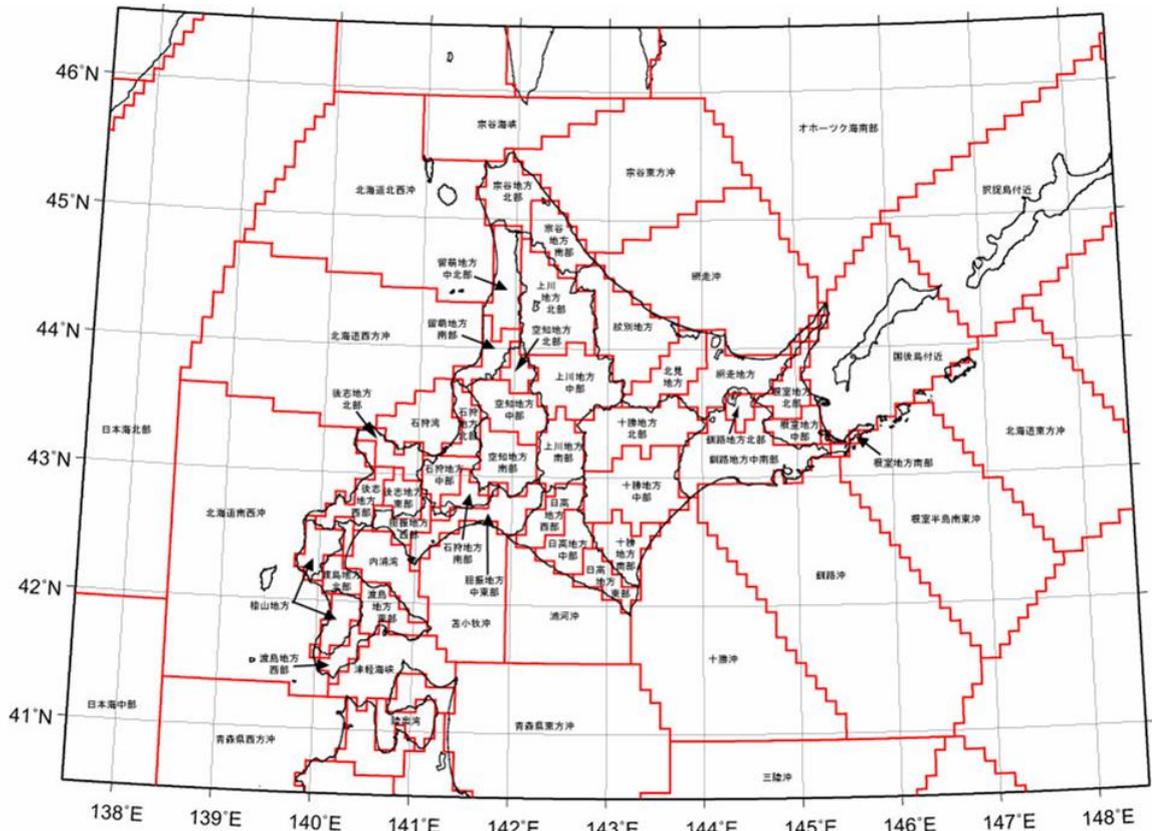
2 震度情報に用いる地域名称

震度情報に用いる地域名称	震度観測点名称
網走地方	網走市台町、美幌町東3条、斜里町本町 大空町東藻琴*、大空町女満別西3条*、清里町羽衣町* 網走市南6条**、津別町幸町**、小清水町小清水**、斜里町ウトロ香川**
北見地方	北見市公園町、北見市留辺蘂町上町、北見市常呂町吉野 北見市端野町二区*、訓子府町東町* 北見市南仲町**、北見市常呂町常呂**、北見市留辺蘂町栄町**、 北見市留辺蘂町富士見**、佐呂間町永代町**、置戸町拓殖**
紋別地方	紋別市南が丘町、遠軽町丸瀬布金湧山、雄武町雄武 遠軽町生田原*、湧別町上湧別* 紋別市幸町**、遠軽町学田**、遠軽町白滝**、湧別町栄町**、滝上町旭町**、 興部町興部**、西興部村西興部**

※無印：気象庁、*：北海道観測点（7地点）、**：独立行政法人防災科学技術研究所観測点（17地点）

※震度情報に用いる地域名称については、「地方」を省略します。

3 地震に関する情報に用いる震央地名



4 北海道の津波予報区の名称



第4 地震動警報の伝達

1 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

この表を使用する際は、以下の点に注意する。

- (1) 気象庁が発表する震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。

- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したもの。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更することがある。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し 半分以上 ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も) ある、 が(も) いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味 下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

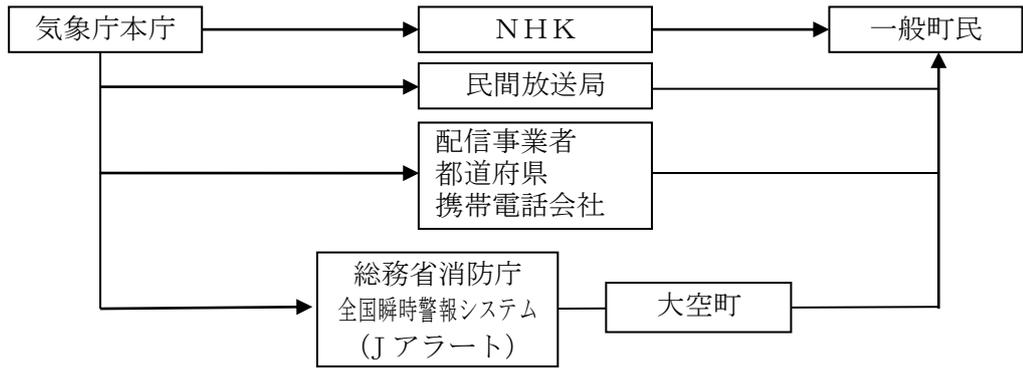
気象庁震度階級解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

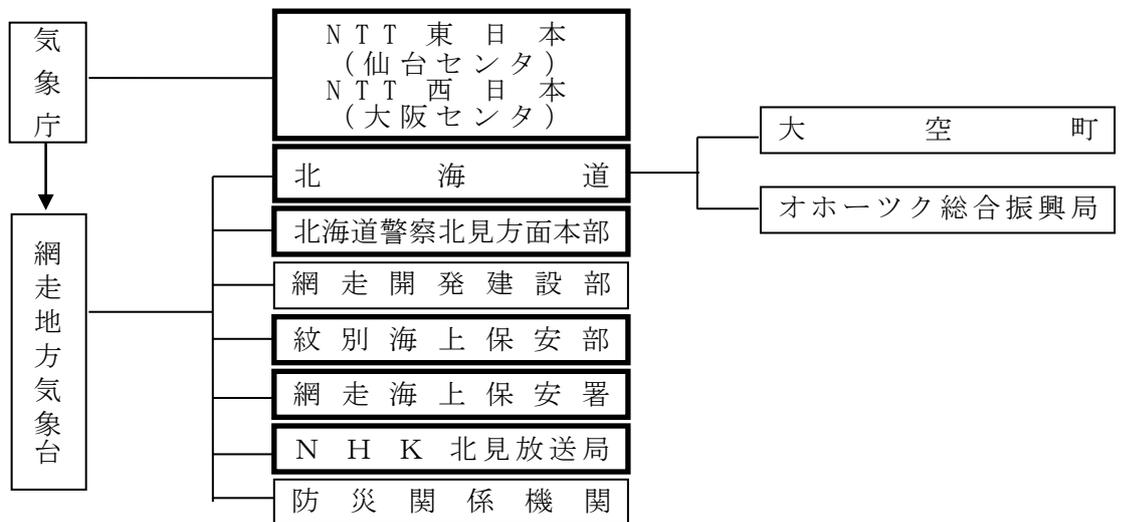
第5 津波警報等の伝達方法

1 緊急地震速報の伝達方法

- (1) 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。
- (2) 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。
- (3) 地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。



2 津波警報・注意報・情報・予報と地震情報の伝達経路



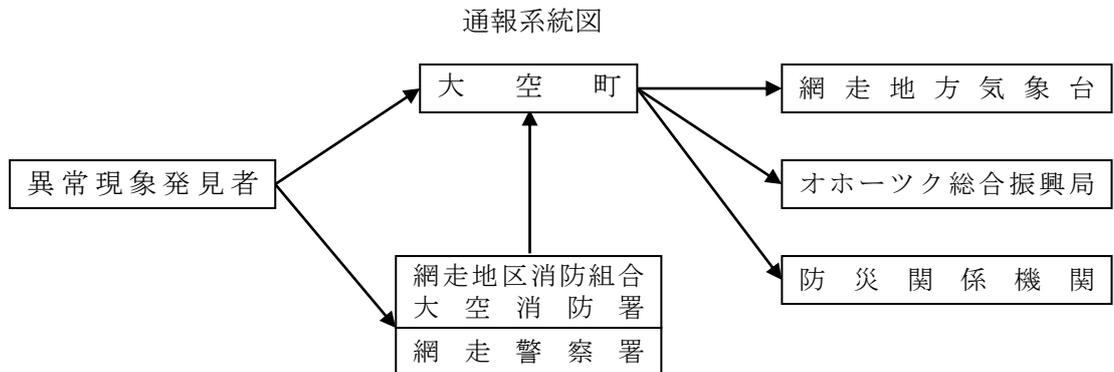
※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先

3 異常現象を発見した場合の通報

異常を発見した者は、直ちに町又は消防若しくは警察官に通報する。また、通報を受けた町は、速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

(1) 異常現象

ア 地震に関する事項 …… 頻発地震、異常音響及び地変等



第3章 災害情報等の収集・伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達の計画は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第3章「災害情報通信計画」第4節「災害情報等の報告・収集及び伝達計画」に基づくほか、次の定めによる。

1 災害情報等の収集

町、防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報通信施設、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ確かな災害情報を収集し、相互に交換する。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

- (1) 災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の設置状況及びその他の情報等を、防災関係機関、道に通報する。
- (2) 防災関係機関は、(1)の通報を受けたとき(防災関係機関が設置した場合を含む。)は、災害情報の密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣する。
- (3) 町及び防災関係機関は、災害情報等を次により道に通報する。
 - ア 災害の状況及び応急対策の概要 …… 災害発生後速やかに
 - イ 災害対策本部の設置の有無 …… 災害対策本部等を設置したとき直ちに
 - ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し …… 被害の全貌が判明するまで又は応急復旧が完了するまで随時
 - エ 被害の確定報告 …… 被害状況が確定したとき
 - (ア) 町は、119番通報の殺到時には、その状況等を道及び国へ報告する。
 - (イ) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道、国への報告に努める。

3 災害情報等の連絡体制

- (1) 町は、災害情報等の連絡は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第3章「災害情報通信計画」第3節「災害通信計画」に基づき実施するが、関係機関は連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- (2) 町は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

4 通報手段の確保

- (1) 一般加入電話による通報
- (2) 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- (3) 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急電話又は非常緊急電報による通報
- (4) 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- (5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- (6) 衛生電話による通報

5 通信施設の整備の強化

町は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

6 被害状況報告

地震災害が発生した場合、町長は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第3章「災害情報通信計画」第4節「災害情報等の報告・収集及び伝達計画」3「災害及び被害状況の報告要領」に定める様式（「北海道地域防災計画」の「災害情報等報告取扱要領」に規定）により支庁を經由して知事に報告する。

第4章 災害広報計画

地震災害時の町民に対する広報活動計画は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第4章「災害広報計画」のとおりである。

第5章 避難対策計画

地震災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は一般対策編第5部「災害応急対策計画」第6章「避難対策計画」のとおりである。

第6章 救助救出計画

地震・津波災害によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第7章「救助・救出計画」のとおりである。

第7章 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や密集地への延焼拡大等、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の自治会組織や自主防災組織等による初期消火及び消火活動に関する計画は、次のとおりである。

1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震火災を防御し、被害を軽減するため、消防機関と連携し、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制を十分に検討し、整備しておく。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び被害の拡大を防止するため、あらかじめ、次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資す。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) がけ崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 浸水危険区域

(4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス貯蔵施設、毒劇物貯蔵施設等）

3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- ・消防相互応援協定
- ・市町村相互応援協定
- ・民間応援協定

4 地震火災対策計画の策定

町は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じあらかじめ地震火災対策計画を策定する。

(1) 消防職員等の確保

大地震時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防装備が破壊され搬出不能となることも考えられる。さらに消防職員・消防団員の召集も困難になるなど、消防能力が低下する。このため、これに対する維持、確保の措置をあらかじめ講じる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓、給水施設が使用不能となることが考えられるので、防火水槽、貯水池の配置のほか、湖、河川の取水等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

震災時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での町民、特に高齢者、障がい者等の災害時要援護者の救護方法を検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

町民に対しては平素から地震時の火気の取締まりと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、道路交通網等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地域に赴くのに時間を要することとなる。

このため、被災地の自治会組織や自主防災組織は、消防機関が到着するまでの間、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8章 津波災害応急対策計画

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 津波警戒体制の確立

町は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒体制をとる。

また、町は網走湖畔等にある者に対し、その場からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの湖面監視等警戒に当たる。

第2 町民等の避難・安全の確保

津波警報が発表された場合若しくは湖面監視により異常現象を発見した場合、町長及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

町は湖沿岸地区町民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行う。

津波来襲が切迫している場合には、最寄りの高層建築物などに緊急避難するよう伝達する。

第9章 災害警備計画

町民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒・警備は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第8章「災害警備計画」のとおりとする。

第10章 交通応急対策計画

地震の発生に伴う道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第9章「交通応急対策計画」のとおりとする。

第11章 輸送計画

地震災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、町民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第10章「輸送計画」のとおりとする。

第12章 食料供給計画

地震災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する、主要食料及び副食等の供給並びに炊出し等に関する計画は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第11章「食料供給計画」のとおりとする。

第13章 衣料・生活必需物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第14章「衣料・生活必需物資供給計画」のとおりとする。

第14章 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第12章「給水計画」のとおりとする。

第 15 章 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずることから各施設の応急復旧に関する計画は、一般対策編第 5 部「災害応急対策計画」第 13 章「上下水道施設対策計画」のとおりとする以外の事項は、以下のとおりとする。

1 電気

(1) 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧に関し、あらかじめ定める電気事業者の計画に基づき、直ちに被害状況（停電状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電復旧に努めるとともに、二次災害の防止等と復旧見込みを広報して町民の不安解消に努める。

(2) 広報

災害により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力設備の被害状況（停電状況）、復旧見込み等を、適宜、テレビ、ラジオ等報道機関や広報車を通じて広報し、町民の不安解消に努める。

2 通信

地震災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、被災地及び被災地町民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生じるおそれがあるなど影響が大きい。

(1) 応急復旧

電気通信事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧に対し、電気通信事業者の計画に基づき復旧に努めるとともに、被害があった場合又は異常ふくそう等の事態の発生により通信が隔絶するような場合においても、最小限の通信の確保に努める。

(2) 広報

地震災害により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、通信状況を広報するとともに、電話の自粛に関する理解と協力を求めるなど町民の不安解消に努める。

第 16 章 医療救護計画

地震災害時における医療救護活動を円滑に実施するための計画は、一般対策編第 5 部「災害応急対策計画」第 16 章「医療救護計画」のとおりとする。

第 17 章 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、一般対策編第 5 部「災害応急対策計画」第 17 章「防疫計画」のとおりとする。

第 18 章 廃棄物等処理計画

地震災害時における被災地の廃棄物処理、死亡獣畜及び放浪犬の処理等の業務に関する計画は、一般対策編第 5 部「災害応急対策計画」第 18 章「廃棄物等処理計画」のとおりとする。

第 19 章 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いに関する計画は、一般対策編第 5 部「災害応急対策計画」第 19 章「飼育動物対策計画」のとおりとする。

第 20 章 文教対策計画

地震によって、児童・生徒等の安全確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画は、一般対策編第 5 部「災害応急対策計画」第 20 章「文教対策計画」のとおりとする。

第 21 章 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、一般対策編第 5 部「災害応急対策計画」第 21 章「住宅対策計画」のとおりとする。

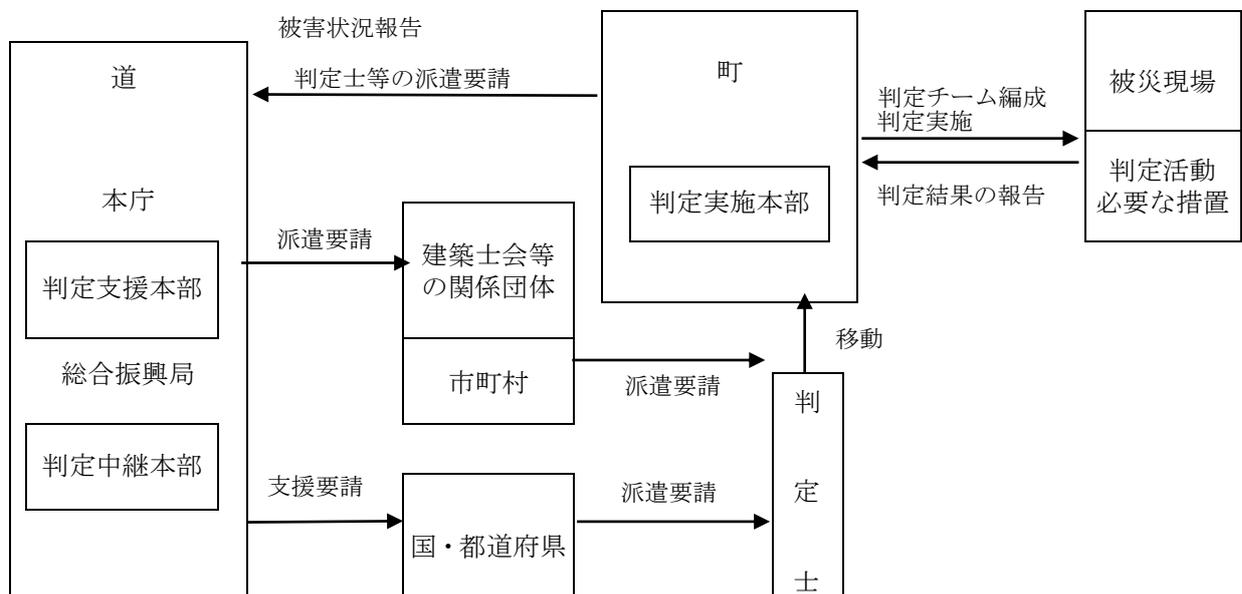
第 22 章 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等に対し、当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



2 応急危険度判定の基本事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の概況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性に関する調査を、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容は、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第23章 被災宅地安全対策計画

地震の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止する計画は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第22章「被災宅地安全対策計画」のとおりとする。

第24章 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬の実施に関することは、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第23章「行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」のとおりとする。

第25章 広域応援計画

地震等による大規模災害が発生した場合において、町及び消防機関は、災害応急対策を円滑に実施するため、他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる計画は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第30章「広域応援計画」のとおりとする。

第 26 章 ヘリコプター等活用計画

地震災害時における防災ヘリコプターの活用計画は、一般対策編第 5 部「災害応急対策計画」第 28 章「ヘリコプター等活用計画」のとおりとする。

第 27 章 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震災害に際して、人命救助及び財産保護のため必要があると認めた場合、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する計画は、一般対策編第 5 部「災害応急対策計画」第 29 章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」のとおりとする。

第 28 章 防災ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで必要な人員を確保するため、奉仕団及び各種ボランティア団体等の活用に関する計画は、一般対策編第 5 部「災害応急対策計画」第 32 章「防災ボランティアとの連携計画」のとおりとする。

第 29 章 災害救助法の適用計画

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、一般対策編第 5 部「災害応急対策計画」第 34 章「救助法の適用と応急救助活動計画」に定めるところによる。